

医師や看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

医師や看護職員の負担を軽減し、処遇の改善をはかるため次のような取り組みを行っております。

【勤務医】

- ・医師の勤務体制及び労働環境への配慮
連続当直を行わない、当直明けに手術を行わないなどの業務内容に対する配慮
時間外・休日・深夜における業務負担の軽減と処遇の改善
放射線技師による透視撮影の実施による業務負担の軽減
- ・医師以外の職種による業務負担
専門職種による初診時の予診、静脈採血、入院の説明、服薬指導、栄養指導の実施
医師事務作業補助者の配置および医局内における医療秘書の配置による病院業務の負担軽減
ならびに診療録、熱計表、処方箋、退院時証明書、診療情報提供書などの作成代行

【看護職員】

1.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者
看護部長 山本 厚子 院長 本田 学
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ・勤務時間
週38時間で、連続勤務5日間までとする。
 - ・時間外労働が発生しないような業務量の調整をする。
 - ・2交代の夜勤勤務に係る配慮
 - ・明けの翌日は原則休みとする。
 - ・仮眠を含む休憩時間（2時間15分）を確保する。
 - ・夜勤帯に看護補助者1名を配置する。
- (3) 多職種からなる役割分担推進の為の委員会または会議
 - ・業務改善検討委員会 開催頻度年3回
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の策定
年1回の見直し、職員への周知（別添1）
- (5) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開
 - ・ホームページ掲載及び院内に掲示

2026年6月1日

社会医療法人 盛和会 本田病院